
第5回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和7年9月11日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年9月11日 午前9時開議

日程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程 第 1 一般質問

出席議員 (10名)

1番	早 梶 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	内 藤 真 一	4番	高 橋 英 次
5番	安 部 誠 也	6番	景 山 登 美 男
7番	安 部 丘	8番	平 石 玲 児
9番	岸 光 研	10番	高 橋 徹

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 藤原一也 書記 三島光暎

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原 隆昭	副町長	曾田 卓文
教育長	大谷 哲也	教育次長	石飛 幹祐
総務課長	永井 あけみ	防災危機管理室長	田村 刚剛
まちづくり推進課長	藤原 清伸	住民課長	野津 史昭
保健福祉課長	安部 農	福祉事務所長	門脇 貴子
産業振興課長	深石 尚志	産業振興課総括監	本間 康浩
建設課長	森山 篤	基幹支所長	渡邊 博司
病院事務長	高橋 克裕	会計管理者	高木 ゆかり
		代表監査委員	那須 照男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早瀬 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（早瀬 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、3番、内藤眞一議員。

○3番（内藤 真一） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 3番、内藤議員。

○3番（内藤 真一） 3番。おはようございます。

さきの改選により、再度この場に立たせていただくことになりました。よろしくお願いをいたします。

今年の夏は、私が言うまでもなく連日の猛暑で、皆さん、お疲れかと思います。先日の台風15号、東海関東地方では大きな被害があり、お見舞いを申し上げるところです。飯南町においては、特に影響はなく、よかったですと思っていました。稲刈りも始まりましたが、ここ数日の秋雨前線の影響で、皆さんお困りかと思います。収穫に影響がないよう、早く天気の日が戻ってほしいと思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。最初に、補聴器購入に伴う助成金について伺います。

みなさん、ご存知かと思いますが、身体障害者手帳の交付基準に該当しない65歳以上の難聴者を対象に、今年度予算で2万円を上限に補聴器購入の助成事業がスタートしています。

詳細は6月定例会で同僚議員が質問され、町長が回答しておいでになりますので私が言う必要はないのですが、同僚議員同様に助成金額が少ないと思ったものですから、この度同様の質問をさせていただくことにしたのです。

上限2万円ですから、同僚議員がおっしゃっていたように、医療機関の証明書の取得に4千円から5千円、初診で飯南病院とかで紹介状なりの手続きをお願いすれば、その費用も必要になってくるかと思います。結局2万円の補助は、1万数千円の補助金の受取に時間をかけたということになろうかと思います。これでは補助金をいただいたということには間違ひはありませんが、ありがたみが薄いかと思うところです。

私も同僚議員同様に、せっかくの助成金です。もっと喜ばれるよう他町村の状況を参

考に増額を期待するところです。

また、確定申告の医療費控除の対象になることも説明がありましたが、これは申告時に説明すると共に、下期に再度周知することでしたので、きちんと周知をお願いしたいと思います。

漬物の質問の時もそうでしたが、過去に設備等出費した分は該当しないとのことでした。たぶん今回の補聴器も過去に求めた方は該当外でしょう。いつまでもさかのぼってとは言いませんが、町民のことを考えれば線引きも少しは考慮されるべきかとおもいますが、町長のお考えはいかがでしょうか。伺います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

最初に、内藤議員から高齢者への補聴器助成事業の拡充についての質問をいただきました。

まず、上限2万円の助成額の増額の提案についてであります。このことにつきましては、6月定例会におきましても、議員からもございましたが、ほかの議員から一般質問をいただき答弁しておりますが、まず制度設計の段階で、既に助成事業を実施していた県内の自治体がですね、助成対象者の所得制限を設けていないものを参考にですね、本町の場合、上限額2万円としたところであります。

現在、県内の9市町で実施されておりまして、どこの自治体も、補助限度額を2万円から2万5,000円ということで、制定されていると聞いております。2万円の場合は所得制限なし、2万5,000円の場合は住民税非課税ということで、そういう制度となっております。

それで、加齢性難聴と認知症の関連性から少し大きな声で話しかけられないと聞き取れないといったですね、この聴力中等度レベルの段階から補聴器を使用を検討いただきまして、早い段階で認知症の予防に資することを目的に、補聴器購入費用の助成をしております。

まずはですね、助成がある、助成が、こういう制度があるのであれば、利用して補聴器をつけてみようというきっかけになればという考え方で制度設計をしておりますので、今のところは、このままの額で続けさせていただきたいと思います。

そして議員より、この医療機関の証明書の取得に4、5千円かかるのではないかということになりましたが、島根県耳鼻咽喉科医会へ確認しましたところ、この意見書の診断書料につきましては、県内、そして、本町の場合、三次で購入される方もいらっしゃいますが、三次市内におきましても、1,000円程度と聞いておりますし、今回、今年度ですね、補助申請いただいた方が受診された医療機関にも確認いたしましたが、料金は1,000円から1,100円であることを確認しております。

また確定申告におきまして、この「医療費控除」の適用を受けようとする場合は、県内の補聴器相談員、33名いらっしゃいますが、この方が作成いたします「補聴器適合に関する診療情報提供書」、これが必要となりますが、この場合はですね、この補聴器相談医から無料で提供書を作成していただけることと聞いております。

それで、6月定例会でも、この医療費控除の件を質問いただきましたが、この医療費控除の説明につきましては、今年の4月に周知、一旦しておりますが、それをこのことを加えまして、チラシに追記いたしまして、9月の自治会、自治区長会で周知し、また、回覧文書として、住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

それで、もう一つ過去にですね購入されたものをですね、対象にしてはどうかというご提案であります。線引きのところをもう少し遡ってということではありますが、なかなかですね、こうした補助制度について、どこまで遡って適用しても、やはりそれ以前がまたどうかということになりますし、なかなか切りがないとこもございます。

今その要件の一つとして、この両耳のですね、聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であることがわかるこの医師の意見書の提出を求めております。遡った場合にはですね、その状態もなかなか把握できないということがありますので、したがいまして、遡っての適用は考えておりませんが、補聴器を、これまでに購入されておってですね、まだ申請していない方とか、更新される場合はですね、ぜひとも、この事業を活用いただければと思っております。

改めてですが、このたびのこの補聴器購入助成につきましては、認知症予防へのですね、効果を一番に期待しているところでありますと、この補聴器を早期着用していただくことが大事だと考えております。そうした啓発であったり、事業、助成事業の周知については、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○3番（内藤 真一） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 3番、内藤議員。

○3番（内藤 真一） はい。

お答えをいただいたとこでして、先ほどのような説明、先般の6月議会の議員の質問のときに、お答えいただきとれば、こういう質問をしなくて済んだのかなと思ったところでして、一つ、皆さんができるように、周知をいただきたいというふうに思います。

では次の質間に移らせていただきます。最低賃金について伺います。

先日、9月6日の山陰中央新報にも出ていたとおり、厚生労働省が9月5日に公表した2025年度の改定額は、人材流失・物価高・政府による引き上げ要請を背景に39道府県が国の示した目安に上乗せし、全国平均で時給66円増えて、過去最高の1,121円となった。島根県は現行より71円高い1,033円に改定されます。

最低賃金の大幅アップは、働く人の生活改善につながる一方、体力の弱い中小零細企業の経営を圧迫する。政府も「中小企業や小規模事業者を強力に後押しする」と助成金の対象拡大や補助金の要件緩和を行なうとの考えを示したとの記事がありました。

また、島根県商工会連合会は、厳しい経営環境にある県内の中小零細事業者の支援を、丸山島根県知事に求めました。知事は「県内事業者の実情に沿った支援を展開していきたい」と応じられたとありました。

事実、丸山島根県知事は、島根県のように中小零細企業が東京並みに労務費アップが簡単に出来る状況にはない旨、以前からお話になっている方ですから、何らかの手当てが望まれるかと期待しているところです。

町内の事業者にしても、産業別最低賃金に該当する企業はともかく、個人事業者等は頭の痛いところだと思うのです。

町長におかれましても、知事に地域状況を更に説明し、飯南町の支援要請をしていただくことを望みますし、町独自の支援についても検討が必要かと思った次第です。町長のお考えがあれば伺いたく思います。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ご質問いただきましたが、先ほどの補聴器の関係で少し補足しておきますが、現在ですね、7件の申請があつてあります。交付しております。

続いて議員からは最低賃金についてのご質問いただきました。説明がありました、ちょっと繰り返しになりますが、現行の島根県の最低賃金は、令和6年、昨年10月より時給962円となっております。

これは、令和5年10月に改定された904円から58円のアップしたものでありまして、この現行の962円の最低賃金が、今回は令和7年の11月17日に改定されることとなりまして、議員が申されたとおり、71円の大幅なアップ1,033円となり、県内全ての事業者に適用され、当然のことありますが、町内の事業者にも適用がされます。

今回11月17日ということで、これまで大体、10月を基準日として改定がなされておりましたが、ここ数年ちょっと10月1日がずれて、今年は特に11月に入ってからの改定ということで聞いております。

2年連続となるこの最低賃金の大幅アップは、国が推し進める「物価上昇を上回る賃金の普及・定着」を反映したものでありまして、食料品をはじめとする物価高騰が続いているこの経済状況におきまして、労働者の待遇改善の観点からは大変喜ばしいことはありますが、やはり中小零細企業の経営を考えると、喜んでばかりはいられません。これは本当に議員がご指摘されたとおりでございます。

それで、私も昨日の新聞でですね、そうした記事をちょっと読みましたが、新聞紙面におきまして、最低賃金、政府目標に懸念、現行ペースであれば地方破綻もということで、そういう見出しありました。

これは日本商工会議所の会頭のコメントでありましたが、まさに今、全国平均この時

給をですね、1,500円という一つの目標があるんですが、そうした最低賃金の政府の目標をめぐりまして本当に引上げの速度を懸念するものであります。

議員からは、知事に支援を要請とのことでありますが、この状況は、飯南町内に限らず全国に共通する問題でありまして、もちろん県内の市町村、中山間地域も同様であります。

このような状況から、島根県町村会として、8月29日には県知事に、今月3日には私も上京いたしまして、中央要望を行っております。関係の省庁、そして地元選出の国会議員へ、この中小企業小規模事業者等への金融税制各種補助事業などの支援の継続と拡充、そして、自由度の高いですね、交付金の措置、町のほうへ交付金が降りてきてその地域の実情に合った物価対策を講じていくという、こうした交付金ですが、その措置をですね、強く訴えたところであります。引き続き、国へ向けて、有効な支援策の早期実施をですね、訴えてまいります。

それで議員からは、町独自の支援策の検討をとのことでありますが、町内各事業者におきましても、その負担感なども含め、本当に非常に大きな影響があろうかとは思っておりますが、事業者であったり業種によりましてその規模、形態ですね、賃金体系も異なりますし、直接的な支援策、補助というのは、なかなか困難ではないかと考えております。

それで、直接の賃金高騰に対する支援策ではありませんが、町の中小企業、小規模事業者への支援策が現在も行っておりますが、せっかくの機会ですので三つほど紹介いたしますと、一つは、中小事業の経営資金の安定化を図るための、これは融資貸付けにおける保証料の一部を補助する「中小企業制度融資資金事業」ということで、令和6年度の実績では7件の実績があります。

同じく融資の貸付け、これは利子を補給する「小規模事業者経営改善資金等利子補給事業」令和6年度の実績で29件あります。

また、経営改革に取り組むため、中小事業者が専門家等から指導・助言を受ける経費を助成する「経営支援、新分野進出アドバイザー等派遣事業」これが令和6年実績で8件あります。

こうした保証料の一部を補助する制度、それから利子を補給する制度、また、ソフト事業として、そういう専門家のアドバイスを行う事業それぞれあります。各事業者さん、使用なっておられます。こうした既存の事業所支援策も用意しております。

また、県や島根県の中小企業団体中央会等でもですね、この経営改善に資する支援事業が用意されております。これは例を挙げますと省力化投資等支援事業といいまして設備投資の関係で、補助金が150万が上限で3分の1なんですが、農業の関係でも、今回こうした補助事業が用意されておりますが、3分の1の150万、事業費でいくと450万以上であればその上限が適用されるということで、こうした支援事業、ハード整備に対してもですね、用意しております。

こういったものをですね活用してもらいながら、町内で頑張っておられますこの事業者さんをですね、今後も継続的に支援してまいりたいと考えております。

○4番（内藤 真一） 終わります。

○議長（早樋 敬雄） 3番、内藤真一議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 敬雄） 一般質問を続けます。

2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 敬雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。2番。

おはようございます。最初に、国民健康保険について質問します。以下、国保と言いますので、よろしくお願ひします。

国保の保険料は、市町村ごとに決められ、世帯単位で徴収されています。国保料が高過ぎて払えないことが、各地で大問題となっていることは、これまでの質問で明らかにしておりまし、周知のことと思います。

事例を挙げます。例えば、中小企業の職場に勤める人が加入している「協会けんぽ」と比較してみると、給与収入が400万円の夫と無職の妻、中学生の子ども2人の4人世帯で、夫婦ともに30代の場合を試算していただきました。本町の保険料年額は、年額で36万5,410円ありました。同じ世帯が「協会けんぽ」に加入していた場合には、労使折半となって、本人負担は年額が20万2,776円と資料にはありました。

保険料の格差が明瞭で、同じ年収・家族構成の世帯が加入する医療保険が、同じ年収で、家族構成の世帯が加入する医療保険が違うと保険料負担が1.5倍前後違うことになります。まさに、制度間で格差が発生しており、不公平極まりないと思うのは、私だけではないと思います。この7月の町議会議員選挙の際にも、多くの方から改善を求められたことを申し添えておきます。

本来は、国保の保険料を引下げを質問したかったのですが、町長提案の議案の中に、保険料に関わる問題がありましたので、この問題については次回に送りたいと思います。

さらに、国保の保険料の問題をめぐって、大きな焦点となってきたのが、子どもの均等割の問題であります。国保の保険料は、所得に保険料率を掛ける所得割、世帯員の数に応じてかかる均等割、世帯に定額でかかる平等割、この三つを合算して保険料が算定されております。

国保ではほかの健康保険にはない均等割の仕組みがあるために、家族の人数が多いほど保険料が上がっていきます。協会けんぽにはこのような制度はありません。扶養家族が増えても、保険料が上がることはないと想ります。

国保の場合には、低所得世帯には法定減税が適用されておりますが、子どもの数が多いほど保険料が引き上がるこの仕組みには、「まるで人頭税」であり、「子育て支援逆行している」という批判の声があり、2010年代後半から子どもの均等割を減額・免除する自治体独自の取組が始まっています。

そんな中、国民からの強い批判を受けて、自公政権は、2022年度から就学前の子どもの均等割を半額に軽減する仕組みを導入しております。ただ、この措置は、免除ではなく、半額であるうえ、小・中・高校生には何の恩恵もないなど、高すぎる保険料の引き下げの根本的な解決にはなっていません。「全国知事会」など地方団体は、子どもの均等割問題の根本的解決を図ることを、国に求めているようあります。

本来、収入のない子どもから保険料を徴収すること自体が、理不尽な制度であり、子どもの均等割は、廃止すべきものと考えています。子どもが生まれたら普通はお祝いをしますが、それどころか保険料が増えるというペナルティーを与えていたのが現状であります。国保の世帯については、安心して子どもを産むことができない状況に置かれていると思われませんでしょうか。少子化対策にも逆行するものと言わざるを得ません。

また、子どもの年齢が上がれば、子育てにかかる費用が増えてきますから、少なくとも18歳まで、均等割保険料を免除することが求められると思います。

そこでお尋ねいたします。第1点ですが、国は2022年度より、未就学の児童について、均等割の半額を助成していますが、本町における対象人数は何人でしょうか。

また、これに伴い町の負担が発生しておりますか。発生している場合には、どういう名目で、幾ら負担しているのかお答えください。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

伊藤議員からは国民健康保険料の、この子どもの均等割免除について、最初にご質問いただいておりますが、中身が対象人数と事務的な質問でありますので、担当課長より答弁させていただきます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

ご質問に対して私のほうから答弁をさせていただきます。

未就学児の児童につきまして、均等割の半額を免除しておりますが、対象人数は8月末現在で10人であります。

この10人に対する均等割の年間の減免額は、現時点の試算によりますと6万9,540円となります。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ですので、町の負担額は1万7,385円となります。

費目は、一般会計から国保会計への繰出金として補填する形となっております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

それでは、次にお尋ねします。

仮に、18歳以下の子どもの均等割を全額免除した場合、人数は何人でしょうか。財源は幾ら必要ですか。先ほどの6万9,540円でございましたよね。これを差し引いてお答えをいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今ご質問いただきましたこの18歳未満の数につきまして、こちらについても、金額ですが、事務的なことですので、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

ご質問に対して私のほうから答弁をさせていただきます。

18歳以下の子どもの均等割を全額免除した場合の人数及び財源は幾らかとのご質問ですが、8月末現在において対象となる子どもの人数は、42人であります。この18歳以下の子ども42人の均等割を全額免除した場合、現時点の試算によりますと年間90万8,120円の追加の財源が必要となります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。結局、今の6万9,520の中には、4分の1分町の負担が入ってますので、90万8,120円に、僅かにプラスをしなくちゃならないということですね。もう（聞き取り不能）にはいかないという話になろうかと思います。

3つ目です。国による減免に上乗せをして、子育て支援として、18歳以下の子どもの均等割を全額免除することを提案したいと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど、担当課長のほうから保健福祉課長のほうから答弁いたしました90万8,120円ですが、この額につきましては、7割5割2割の軽減を含んでおりまして、それを仮にしなかつた場合は130万6,000円で、その軽減がかかっておりまして90万8,000円とい

うことになっております。

130万6,200円であります。軽減前の額は、7割軽減、5割軽減、2割軽減、それから軽減のない方がそれぞれいらっしゃいますのでこの10人の中には。それを勘案して90万8,120円ということであります。

それで議員からは、ここが一番、質問の大事なところと承知しておりますが、18歳以下の子どもの均等割、全額免除ということであります。今は未就学児、未就学前の児童について2分の1ということになっておりますが、これを18歳以下の子どもの均等割全額免除ということの提案であります。議員からは3月の議会一般質問でも同様の質問をいただき、答弁させていただいております。

今回ですね、行政報告でも述べさせていただきましたが、令和7年度は、これまで積立ててきた基金を活用して、国民健康保険料を一律10%引き下げるのこととし、次年度以降も、この基金残高を踏まえまして、保険料率を毎年、検討することが、国保運営協議会でも合意されております。

それで、今回、18歳以下の子どもの均等割を免除するといったですね、一部の被保険者への免除ではなく、全保険者に保険料減額のですね、メリットを享受してもらうことを重視したことによるものであります。このことは、前回もそういう答弁をさせていただいております。

それで、国におきまして国民健康保険料水準を統一化することが推進される中、現時点で、町独自に全額免除の制度を設けたとしましても、統一化に伴いまして、町独自の制度が実施できないことも想定され、その際に、また、減免部分が元に戻ってしまう、こうした負担感だけが残ることも考えられます。

したがいまして、町独自の減免ではなく、国民健康保険制度としての見直しが必要であると考えております、国に対し、9月にさつきもちょっと申しました県の市町村会でですね、「未就学児に係る均等割保険料の軽減措置については、子育て支援の観点からその対象年齢及び軽減割合の更なる拡充を図ること」ということで、また町村会としても全国町村会でも「国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること」など、この国民健康保険を将来にわたり維持し、安定的に運営していくことができるよう要望しているところであります。

今後につきましても、このような機会を通じまして、引き続き要望し国の動向を注視していきたいと考えます。

議員の言われるこの制度をですね、ぜひともそういう引上げ対象年齢を引上げて減免ができるように、この制度改正が行われるよう、私もしっかりと行動してまいりたいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきましたが、端的に言ってやらないということで、理解しました。

それでですね、先ほどから申しますように、均等割の保険料というのは、ほかの健康保険の事業にもないわけであります。やっぱりね、そこを認めるなら、直ちにそこは何かとして減免することという立場が必要ではないかと思います。それで、国の制度を変えたときには、またそれなりに考えてみればいいというふうに私は思っています。

で、私が今言っておりますのは、この子どもの均等割を免除するためには、国保の基金、結構あります。2億いくらありました。じゃなくて、今、就学前の子どもにやっていけるような一般会計からの繰入れでやるという道しかないと私は思っておりますので、そのへんを踏まえてですね、再検討願いたいけども、町長、もう1回お答えください。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきました。そうした仮に年齢を引き上げて18歳まで、そして全額という均等割を廃止ということですが、そうした場合の財源について、国保会計の基金ではなく、一般会計からの繰入れというか、子育て支援という観点で、そうした支援をすべきというご質問だったと思いますが、実はこのことにつきまして、この答弁書を作成するにあたっていろいろ内部でも議論いたしました。

この国保会計の基金につきましては、いろんな事情で、現在2億ちょっと積み上がっておりますが、この中ではなくて、やはり議員言われたような一般会計からの支援ということで、仮にやるにしてもですね、考えるべきということで話はしておるとこでございます。

ただ、今は国の制度改革をですね、まずは要望していくということで結論付けておりますので、そうしたところでしっかりと動いていきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

あくまでも国の制度改革まで待つということです。今、現状見るとですね、異常な物価高の中で、家計は火の車、後で言いますけども、そういう中で、いつまでもこういうものを、引きずって歩かせるというのはね、やっぱり得策ではないと私は思っていますので、国の制度改革の前に、きちんと町としての考えを決めて進んでいく、いうことが必要だと思っています。

特にですね、少子化対策については、全国の自治体が悩みを抱えています。東京はないかもしれませんけども、そういう中で、子育て支援をするということは徹底的にやらないと、なかなか、子どももう1人2人つくろうかという気分にはね、なりにくいと思うんですよ。そういうことを踏まえてですね、ご検討いただきたいなと思っております。

少子化対策は徹底してやるところに私は意味があるというふうに思っておりますので、ご検討ください。

次の質問に移ります。学校給食の問題であります。

これまで、幾度も無償化を求めて質問してまいりましたが、実現していないのが現状であります。国の動向に変化がありましたので、改めて質問させていただきます。

総務省が発表した消費者物価指数、全国 2025 年 2 月分によりますと、総合指数は 110.8 前年同月比は 3.7% の上昇です。生鮮食品を除く総合指数は 109.7、前年同月比は 3% の上昇です。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 108.7、前年同月比は 2.6% の上昇、三つ全ての指標で上昇しております。この基準になっているのは、2020 年を 100 とした数字であります。

特に食糧費 124.1、光熱水道費 114.2、これが主な要因となって、総合指数を押し上げています。

物価高騰は、家計に広範囲の影響を及ぼします。総務省の「家計調査報告 2025 年 2 月分」によりますと、2 人以上の世帯の消費支出は、1 世帯あたり 29 万 511 円であります。前年同月比の名目増加率は 3.8% となっています。

対前年同月比の消費支出の主な増額項目は、水道光熱費 14.4%、交通・通信費 7.1%、教養娯楽費 4.8% とされております。

一方、収入は 57 万 1,993 円となっており、前年同月比の名目増加率は 1.9% であります。支出の名目増加率に対して収入の名目増加率が低くなっています。収入が上がっているけれども、それ以上に支出が増えている。これが家計が苦しい状況の原因と考えています。

本町の場合、この統計のように収入が増加しているとは思えませんので、さらに苦しい現状だと考えています。

このような深刻な物価高騰が続く中で、教育費における保護者の負担軽減の観点からも、学校給食費の無償化が求められていると思います。

昨年 6 月 12 日、文部科学省が公表した調査の結果、公立小中学校等で、何らかの方法で学校給食費の「無償化を実施中」と答えたのは、722 自治体であります。全体の 4 割に達しました。

無償化の目的については、「保護者の経済的負担の軽減・子育て支援」との回答が最も多くて 652 自治体、次いで「少子化対策」66 自治体と続いております。さらに、東京都で、今年 1 月から全自治体が無償化となるなど、この調査の後も各地で無償化が広がっています。

こうした自治体の動きと運動に押された政府の対応です。石破首相、そろそろお辞めになりますけども、2 月の国会で「2026 年度以降、できるだけ早期の制度化を目指したい」と言明しています。2 月 25 日、25 年度予算の成立のために結んだ自民・公明・維新、この 3 党の合意文書には、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和 8

年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できるだけ速やかに実現する」とされ、6月の「骨太の方針2025」において、給食無償化は「令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現する」とされました。

この文書については、多少疑問があります。まずは「小学校念頭」としていますけれども、なぜ小学校だけなのか。私は理解に苦します。「中学校への拡大についても、できるだけ速やかに実現する」とされていますが、義務教育の範疇であることから、「小・中学校」とすべきと思っております。

更にいつから実現するということに触れていません。年度当初から実現するのか、年度中途になるのかわかりません。このところをはっきりしておくことが義務教育に携わっている地方自治体の方針にも、大きな影響を与えるんじゃないかと心配しています。

ともあれ、国が学校給食無償化に足を踏み出したことは朗報と考えています。

そこで提案したいのですが、未来に向けて学校給食費を長期間無償化することには、本町の財政状況からも、心配されることがあったと思います。来年度中には、少なくとも小学校の無償化が実現するのですから、国の「予算待ち」にしないで、今年度中の早い時期に、本町独自の制度の創設・拡充に取り組むべきだと思います。

ちなみに、学校給食費として徴収された昨年度、令和6年度の金額は、小学校が728万840円、中学校が526万1,544円あります。これは教育委員会に提供していただいた数字であります。

國の方針では、中学校について、実現する期日が不透明ではありますが、同じ義務教育の中です。除外する理由はないと考えています。町単独の予算をつけて、物価高騰で苦慮している子育てを支援することが重要と考えます。このことが、あわせて少子化対策にも寄与できるものと考えています。町長のお考えを伺います。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて学校給食の無償化についてのご質問いただきました。

これまで議員からはこの学校給食の無償化については、何度もご質問いただいております。このたびの質問は、「國の骨太の方針2025」において、給食無償化は令和8年度予算編成過程において実現すると国が言っていることから、國のそうした姿勢が変わってきたということで、飯南町としても先行して、給食無償化を実施してはどうかという観点からのご質問であると受け止めさせていただきました。

それで、これまで飯南町では、近年の物価高騰が続いているが、この食材費の上昇分につきましては、町費で学校給食会に補填することで、実質「保護者負担を据置きながら、給食の質は確保する」という方向性で対応してきました。

そして、この9月定例会におきましても、この補正予算で米の価格高騰であったり、

食材費の高騰分に対応するため、学校給食会に必要な支援をすることとしております。県内でも、既にですね、これは僅かですが、給食無償化に取り組んでいる自治体はあります、先ほど議員からは、何らかの形で全国では4割という数字も説明がありましたが、私としては、この「限られた本町の財源の中で、国県の財政支援がない状況では、この事業の継続性、財政的な負担、そして、国の動向も注視しながら総合的に判断すべき」と考えておりまして、今のところ今後の検討課題としております。

ただ、状況が変わっておることは十分承知しておりますし、ただ、そのところがですね、なかなか明確でないということあります。

議員からは石破首相がですね、この2月の国会で、そうしたできるだけ早期に実現したいということありました。

ただ、今政権の状況はご承知のとおりでありますし、政権の中心である自民党総裁選も控えておりまして、次の総裁のことが話題になっておりますが、不透明な状況にもなっております。今後の国会運営も本当にどうなっていくのか心配なところもあります。

こうした状況でありますので、今しばらく、現在の対応を続けながら、国の動向を注視したいと考えております。

なお、今後、国として、この学校給食会に対する財源措置であったり、具体的な方策が明確に示される状況となればですね、それは私も早急に対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

今、発表があったのは、決してまだ、8年度から、さっきも言わされました年度、どこでスタートになるのかもわかつておりませんし、小学校からということは聞いておりますが、そのところが明確になった時点で、町も速やかに対応ということで考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

これまでと変わらない答弁をいただきました。やらないということあります。

先ほどの答弁の中で、いわゆる首相が変わるから、不明な点が出てくるということでおっしゃいましたけども、私はその点につきましてはですね、自民・公明・維新の3党の合意文書がある限り、令和8年度から実施せざるを得ない、どういう理由があろうとですね、変わらないと思ってますので、取りあえずは来年3月までですね、今年度中に、何とかならないかという質問でありますですね、多くの保護者の方からも、給食費もつとまけてよという話は聞いておりますのでね、それを代弁したということであります。それと、先ほどからいわゆる物価高騰に対する支援を給食会にもしとるんだということがありますけども、町の支出は増えたでしょうけども、保護者の負担は変わってないわけです。そこら辺はきちんとですね、注視していただきたいと思っております。

ここで終わってはいけませんので、この前の質問の折に、学校給食の紹介については、

長期計画の中で、検討課題になっているからという話がありました。この件について、検討はされましたでしょうか。そこら辺を聞いてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

もちろん検討しているかということですが、教育委員会も含めてですね、この件については検討してきて、今の物価高騰で給食費が上がる事がないよう、据え置きでずっときております。

町の支援は、スライドしてずっとしてきておりまして、要は無償化のところの検討なんですが、もちろん、私としてもしたい気持ちもございます。ただ、継続的な財源が必要となってまいりますので、そうしたところをしっかりとと考えながらスタートしなければいけないと思っておりますので、そういう、もちろん検討をしているかと言わわれれば検討してきておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時15分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番、岸光研議員

○9番（岸 光研） 議長。9番。

○議長（早樋 徹雄） 9番、岸議員。

○9番（岸 光研） はい。

先般7月の改選飯南町議会選挙に於きまして、初の議席を与えていただきました。今後とも先輩諸氏、関係各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願ひするところでございます。

さて、今回初めての立候補にあたり感じたことといたしまして、もっと選挙自体を簡素化合理化出来ないものかなと感じた次第です。勿論、国が定めた公職選挙法に則って行なわれていることは、充分に理解しているところですが、もっとこの地域に合ったや

り方、手法というのがあるのではないかと考えます。

現在、町内には、90箇所に及ぶポスター掲示板が設けられています。これも広く選挙を周知するためとは言え、本当にこれだけの掲示箇所が必要で、なお且つ投票率の向上につながっているのかと思うと、甚だ疑問に思うところでございます。

今から20年前ですけれども、選挙法の大きな改正がございまして、いわゆる期日前投票制度が導入されました。それまでの不在者投票制度にくらべまして、簡単な手続きにより投票できるようになりました。これにより、投票率の向上に大きく寄与していることは評価いたしたいと思います。

しかし、投票時間も午後8時までとなりました。これも、どちらかというと都市部の投票率向上のためにあるものであり、この地域においては元々高い投票率を維持しており、以前のように午後6時までの投票時間でよいのではと考えます。

また、選挙運動時間も午後8時までとなっておりますが、これも都市部の人通りの多い駅前とか繁華街での街頭演説などを想定しているものと思いますが、この地域においてはそれほどの人が聴講することはありません。時間の短縮も検討すべきと考えます。

大きな国政選挙、県政選挙において国の定めた法律に抗うことは、大変な困難が予想されますが、身近な町政選挙から改革を進めるべきと考えますが、選挙管理委員会の答弁を求めます。

○議長（早瀬 徹雄） 9番、岸議員の質問に対する答弁を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永井 あけみ） 番外。

9番議員から選挙管理委員会へのご質問をいただきましたけれども、本来であれば、選挙管理委員長が回答すべきところですが、選挙制度へのご質問ということですので、事務局のほうから回答させていただきます。

選挙制度の在り方ということでご質問いただきしておりますが、選挙に係る様々な制度については、公職選挙法で定められておりまして、自治体の選挙管理委員会の裁量で変更できる部分と、変更が難しい部分があるということがございます。

先ほど町政選挙から改革をというようなご意見もございましたけれども、町の選挙管理委員会で見直しが可能な制度については、本町の実情に合わせて対応していきたいと考えておりますが、基本的には法で定められた制度であるため、町の選挙管理委員会だけで改革していくことは困難であると考えております。

いずれにいたしましても、法律等の制限の中で、有権者の権利を損なわないように対応することが最も重要でありまして、その上で、可能な範囲について見直しを行ってまいりたいと考えております。

○9番（岸 光研） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 9番、岸議員。

○9番（岸 光研） はい。

答弁ありがとうございます。なかなか改革というのは非常に上のハードルも高いという気がしますけど、できる範囲で自治体の改革を進めていただきたいと思うところでございます。

それと最後になりますけど、近年、地方議会では議員の成り手不足が大変に問題となっております。近隣でも、この春の議会選挙では定員割れとなった町もありました。このような状況を憂慮してなのでしょうが、ポスターや自動車借り上げ等々、公費負担部分も制度として導入されるようになりました。

我々立候補する側からは大変にありがたい制度と考えますが、根本的な成り手不足の解決に立候補しやすい環境につながるよう、今後一層の改革を進められることを望みます。以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永井 あけみ） 議長。

9番議員からのご質問について、先ほどもう少し詳細な項目について回答が漏れておりましたので、ここであわせて回答させていただきたいと思います。

まず初めに、ポスター掲示場の数についてでございます。現在の投票所の数、それから投票所があります投票区の面積、それから選挙人名簿登録者数、これらによりまして、ポスター掲示場の数については、政令で定める基準数がございます。現在130か所となっております。

そういう状況ですが、平成29年1月の町長選挙より90か所まで減らして、現在は運用しております。

ポスター掲示場については、選挙人のために、候補者の氏名や、情報を周知するため設置するものでございますが、広く選挙を執行することへの周知も担っております。今後も町選挙管理委員会の中で、投票所の見直しとあわせて設置数について協議していきたいと考えております。

それから、まだお話の中にありました、投票時間の短縮についてです。選挙当日の投票時間につきましては、公職選挙法では、特別の事情のある場合に限って、投票所を閉じる時刻を4時間以内で繰り上げができるとされております。

本町においても、現在、全17投票所のうち15か所を午後6時、2か所を午後7時に繰上げて閉鎖をしております。今後は、本年7月の町議会議員選挙の選挙における投票状況を踏まえまして、町民の方からのご意見もいただきながら、繰上げについて検討することとしております。

その一方で期日前投票所につきましては、複数設置する場合、1か所は必ず午前8時半から午後8時まで開かなければなりません。地方選挙においても、選挙管理委員会の

判断でこれを繰上げすることはできない状況であります。

選挙人の利便性を考慮して、現在、赤名の役場本庁舎と頓原保健福祉センターの2か所について、午後8時までの開設としているところです。

本年7月の町議会議員選挙においては、投票率80.3%のうち、期日前投票が41.3%、当日投票が38.5%という結果となっておりまして、期日前投票の制度が定着してきたものを感じております。

18時以降の投票者数は合計で174人で、町外へ通勤されている方や、仕事で夕方しか来られない方もあるものと考えております。期日前投票所の時間繰上げについては、選挙人、これは有権者の方ですけども、立場に立って慎重に判断する必要があります。

いずれにしましても、期日前投票所については、法改正が必要となる内容ですので、国からの意見聴取などがあれば、検討していきたいと考えております。

それから、三つ目、選挙運動時間の短縮についてです。選挙運動の時間制限につきましては、街頭演説や選挙カーでの遊説が午前8時から午後8時までとなっておりますが、午後8時まで運動が可能であるというものであります。候補者の方の判断によりまして、運動時間の短縮は可能であると考えております。選挙管理委員会において、時間を制限することは法律で定められておりません。

最後に、先ほどご質問がありました、立候補しやすい環境づくりということですが、立候補しやすい環境づくり、また議員の成り手不足等への対応としまして、議員からもありましたように、令和2年の法改正によりまして、議員選挙にも公費負担が実施されております。加えて本町においては、本年8月から議員報酬の引上げも実施をされております。

しかしながら、その一方で供託金の設定など、立候補に一定の手続を加えることも実施をされております。選挙管理委員会事務局としましては、議会事務局とも連携しまして、議會議員の役割や魅力について、広く周知するとともに、選挙制度への理解促進にも努めてまいりたいと考えております。

○9番（岸 光研） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 9番、岸議員。

○9番（岸 光研） 9番。

大変、ご回答ありがとうございました。さらなる改革を進めていただきたいかなと思います。そういう面で我々議会のほうとしても協力できるようにしていきたいと思うところでございます。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（早瀬 徹雄） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（早瀬 徹雄） 本会議を再開いたします。

9番、岸光研議員の質問は終わりました。

○議長（早瀬 徹雄） 一般質問を続けます。

4番、高橋英次議員。

○4番（高橋 英次） 議長。4番。

○議長（早瀬 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。

おはようございます。4番議員の高橋でございます。先般行われました議会議員選挙におきまして、町民の皆さんへの負託を得まして、私を含め新しい10名の議員構成をもちまして、これから議会に臨むことになりました。他の議員の皆さんとともに、諸問題に取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

先ほど同僚議員も話の中にありました。今年の夏もとても暑く大変つらい夏でございました。雨の降らない異常の夏でありましたので、農業稻作のほうにも影響がかなりあると思っております。そしてこうして稻の収穫時期に取りかかろうとする中、皮肉にも、雨の日が多くなっております。

こうして季節の移ろいとともに、夏の疲れも出てきますので、特にご高齢の皆さんを初めとして、町民の皆さん方には、体調管理にご留意願いたいと思います。

質問に移ります。今回は二つの質問を行う旨を通告いたしておりますので、逐次、一問一答にて伺ってまいります。この質問の内容につきましては、このたびの選挙で多くの皆様とお話をできる機会がありました。そして、その中で住民の皆さんから多くあつた意見でもございます。

まず最初に、自治組織内での「役」について、これについてお伺いいたします。

私たち飯南町の住民は、町内各地域におきまして住所を定め、住まいをいたしておりますところでございます。そして、その各地域には、それぞれ自治組織としていくつかの自治振興協議会が設置されており、地域住民の意見をまとめ、行政との連携を行う窓口の役割を担い、住民の声を反映させた地域づくりを目指して活動が行われております。

自治振興には、数々の自治会が、それぞれ自治振興協議会に所属し、更に細分化されました組織と、これは組織だと思いますが、言い方はそれもあると思いますが、世間一般に言われている「組」であります。何々組でありますね。私たちは、「自治会」として「組」などの自治組織の中でお互いに協力し、助け合いながら日々生活を営んでいるわけであります。

こうした組織の中で、住民同士がお互いに生活していくには、組織・集団としてのル

ールや規則、役割の分担などを決め、生活基盤の維持・管理を行うことが求められていくことになります。

道路や水路などの清掃、そして管理、ごみ収集場所等の管理など、住みやすい環境を保ち集落の機能を維持していかなくてはなりません。

また、暮らしている住民のみなさんの中には独居老人の方や、高齢夫婦世帯の方たちもおられます。見守り活動や災害時の対応、移動手段の確保など、住民同士が助け合う仕組みを作り、地域での福祉活動も担っていくことも必要となってきます。

現在、こうしたことは、本町の担当課や自治振興協議会をはじめ、連携を保ち住民のみなさんが役割を分担されまして、期間を決め交代でその役を担ってきておられるわけあります。

しかしながら、近年、各地区といいますか、飯南町全体での話になりますが、人口の減少と高齢化が進み、自治振興協議会をはじめとして自治会などの自治組織での「役員」を務めることができる住民の方が年々少なくなっています。このたびの選挙で、先ほども申しましたが、多くの方々とお話をできる機会がありましたが、どの地区の皆さんもこのことを問題にして話をされました。

こうしたことによりまして、こうしたことというと、これを担う住民の方が少なくなってくるということでございますが、特定の家庭そして特定の個人の方に「役」が集中する。幾つも幾つも同じ人に役を負って、背負っていただければならないということが生じてまいります。そして、その負担が過重になるケースも増加していくのではないかと思うところでございます。

結果、役割を担うことを辞退する家庭や個人が増えまして、最終的には、共同で行っている活動自体も維持できなくなる恐れもあります。

そして、共同活動自体が機能しなくなりますと、清掃活動や維持管理によって保たれていました生活環境の悪化、そして、多くの住民の皆さんの協力で成り立っております各地区でのお祭りをはじめとする伝統行事、これなどの伝統を伝える、そして引き継がれていく、こうした文化伝統が途絶えてしまう。そういうことにもなりかねません。

共同活動は、住民の皆さん同士の交流の場にもなっております。こうした活動がなくなりますと、人とのつながりが希薄になりますし、孤独感を感じ、孤立するご高齢の方も出てくる可能性も生じてきます。

では、どうすればよいか。端的に話させていただきますと、自治振興協議会をはじめ、自治組織内での「役」を整理しまして少なくすれば、住民の負担も軽くなってくるわけでございます。そう思っておられる方は住民の方がたくさんおられるのではないかと思っております。

こうした最も先ほどは極端なことを述べましたが、これは住民の皆さんの切実な思いでもあろうかと思っております。こうした状況が生じている。また、各地区で生じかけているのではないかということは、もちろん町長ご自身、目の当たりにされていますで

しょうし、耳にも入ってきてているのではないかと思います。突き詰めれば、町として、また自治体としての根幹をなす問題だと私は思っております。

本町におきまして、こうした情報の把握と認識のあり方、そして、どのように町として対処しようとされているのか、塚原町長にお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

高橋英次議員から、自治組織内における「役」の整理、そして、自治組織の組織の存続ですね、こうした観点でのご質問いただきました。

本町はですね、平成17年、合併直後ですが6月に行政主導によります「自治区」を設置しておりまして、現在は町内に14の自治区があります。赤来地域に8つ、頓原地域に6つであります。

自治区の中には、赤来地域においては「自治会」、頓原地域においては「組」という、それぞれありますと、町民の皆様にとっては、この自治会・組をですね、地域活動の基礎単位として様々な活動に取り組まれてきたと認識しておりますし、議員から紹介があったとおりでございます。

それで、赤来地域においては、この自治区の範囲と同じエリアで、任意の形で「自治振興協議会」を地域運営組織として設置いただいておりますが、この「自治振興協議会」と「自治会」の自治組織の関係が、うまく整理されている場合もあればですね、会合や地域活動が増加することによって負担感につながっている場合もあるとお聞きしております。

「役」のことではですね、行政をはじめとしてJAであったり、森林組合、また社会福祉協議会など、各種団体からの自治組織へお願いしている様々な「役」につきましても、高齢化や、人口減少が進む中にありますと、町民の皆様の本当に負担となっている部分ももちろんあるのではないかと、このことは感じておりますし、まさにこうした状況にあると思っております。

それで、今年度からは「第3次総合振興計画」に基づくまちづくりがスタートしております。この計画、今回の計画の施策の一つといたしまして、「地域の仕組みを見直し、少ない人口・世帯で継続できる地域運営の仕組みを検討する」としております。

今年度の具体的な取組としては、現在、島根大学及び県の中山間地域研究センターとの共同によりまして、この「役」の調査も含めた地域コミュニティの実態調査を実施しているところであります。

7月にですね、自治会長そして組長様を対象として、アンケート調査を配付いたしまして、こうした枚数でいくと、A4の5ページぐらいありますが、こうしたアンケート調査を配付しております。

それで、現在いただいた回答の分析作業を行っておりまして、7割ぐらいは帰ってきておりますが、今後そのアンケート調査の結果をもとに、このヒアリング調査もさせていただきまして、地域の現状、そして直接、町民の皆様の声を聞かせていただきたいと考えております。

そうしたことを踏まえた上で、飯南町にふさわしい地域運営のあり方を考えるための検討委員会を立ち上げたいと今思っております。

住民主体のまちづくりを進める中で確かに今人口減少であったり、高齢化が加速していることは、そのとおりなんですが、地域からはこの自治組織の維持に対する議員からもありますとおり不安の声が大きくなってきております。地域コミュニティーは、地域づくりの根幹をなすものでありますし、時代に応じて形を変えながらも、維持をしていく必要があると考えております。

そうしたことからも、議員から提案いただきましたこの「役」の整理も含めまして、地域の現状に対応した新たな地域運営組織の設立、もちろんそれは設立は今までの組織を整理する中での、もっと大きい形に多分なろうかと思いますが、こうした組織の設立であったり、運営支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（高橋 英次） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。4番。

先ほどの質問は、着々と町では進めておるという認識でよろしいですね。がんばっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は水稻、コメづくりの母体となるほ場についてお伺いしたいと思います。

ほ場でございますが、悪条件がありますので端的に伺ってまいります。

これは既に皆さん十分にご承知のことありますが、昨今、特に2024年、2025年にかけまして、コメの価格が異常とも思えるほどの高値で変動し、これが「令和のコメ騒動」と報じられるなど、こうした事態が生じております。

確かに5キロ4,000円台・5,000円台での販売価格と聞きますと、以前JAの概算金でも私たち農家30キロ6,000円台・7,000円台で売渡していた頃を知る者といたしましては、とんでもない価格だと。開いた口が塞がらないという表現がぴったりではないかと思っているところでございます。

こうした反面、これはこういっては何ですが、おかげさまでといいますか、塙原町長も議会初日の行政報告でも触れておられましたが、令和7年度産米の概算金の単価も、コシヒカリの一等米でみると、14,800円・14,750円と、特別栽培米で1等15,100円と、かなりの増額となって、農家の皆さんにとって生産意欲が向上するような本当に期待される価格となりました。

これでこのまま安定して推移していくだければよいのですが、今後の情勢いか

んでは、この売渡し価格の乱高下、これも不安視されるところであります。

国は、店頭でのお米販売価格の高騰対策としまして、備蓄米の放出を行いました。結果、一時的に価格の上昇が鈍化するなど、効果は少し見えはしたもの、備蓄米の放出はあくまで、一時的な需給の調整にすぎません。既に新米が出回っていますが、価格が下がる気配は今のところ見えてはおりません。

このようなコメ不足・高止まりを根本的に解決するには、持続的な生産基盤の強化を行い、作付面積を増やし、米の生産量を増加させることが肝要であると思っております。

またタイミングよくといいますか、本町では現在、琴麓・野萱・加田地区でのほ場整備事業が行われております。さらには長谷地区での事業の開始も始まっておると思いますし、他の地区におきましても、今後予定されているのではないかと思っております。

こうした事業完成後は、高い利便性と生産者の身体的負担も軽減されましたほ場でのスマート農業の取り入れなど、作業効率もよくなり、反収の増も期待されるところでございます。これはまさに本町の先進的稻作農業のお手本になるものと大変期待をしているところでございます。

そして反面、こうした先進事例がある中、こうしたほ場整備までしなくとも、そんな大がかりではなく、ただ畔がやせてしまった。基盤の沈下により田面の高低差ができまして水管理が大変難しくなってきた。そして排水がきかなくなったり、進入路が悪くなってしまったと。こうした耕作条件が悪化して大変困っておられる農家の方々もおられます。こうした話も伺っております。

こうして、今回國のコメづくりの方針も、主食米の作付面積を増やし、増産へと舵を切られました。

農業は、「飯南町の基幹産業」とも位置付けられておりますが、本町のこれまでの取り組みを見ますと、教育関係、福祉の方面、観光の方面、子育て、これらには目が向けられているように見受けられますが、農業、特に普通の一般の農家の方々に対しましては、施策の歩みが遅いのではないかと思っております。

町長、ニヤリとされましたが、こう申し上げますと、いやそんなことはないと強く町長は否定されることは想像に難くないわけですが、先ほど申し上げました耕作条件が悪くなり、水稻作付に不便を生じている、こうした一般の農家の皆さんに対しまして、何とか救いの手を差し伸べることはできないのでしょうか。

既に目にされ、読まれた方もおられるのではないかと思いますが、昨日ですね、昨日10月10日の山陰中央新報の朝刊に、「17都府県で後継未定5割超」との見出いで、10年後の後継者が決まっていない農地について、調査結果を述べた記事が掲載されておりました。17都府県では、5割を超えたとの結果も記事には載っていました。島根県はと見てみると、37.1%の農地について、後継者が決まっていないと。そういう記事が掲載されておりました。

悪くなってしまった耕作条件を解消することは、実家が農家で、これからUターンを

どうしようかと考えておられる皆さんの背中を押すことにもつながることとなりますし、後継者未定の農地の解消にもなると思っております。

このたび、Uターン施策に力を注ぐことと、本町の緑豊かな農地を皆さんと一緒に守っていくことをこのたびの選挙で訴えかけてまいりましたが、こうした施策は、広義にとらえればUターン施策の一環にもなり得ますし、本町の農業の維持発展にもつながるものと思います。農家の方々に救いの手を差し伸べるということで、塚原町長にこの件についてお伺いいたします。

○議長（早瀬 敏雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 敏雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、農地の耕作条件改善、特に規模の小さい農家一般農家へ対しての支援ということで、ご質問いただきました。

まず現在、町内では、農地の大区画化を進めるほ場整備を実施しております、地区は琴麓・野萱、そして加田地区で今工事が進んでいるほか、今年度からは長谷地区で設計業務を開始しました。来年度から工事が始まってまいります。さらには、上赤名の瀬戸地区でも、地元協議を進めているところであります、地域の要望にこたえられるよう努めてきております。

ほ場整備によりまして大区画化が進むことで、大型機械の導入であったり、ＩＣＴの活用が可能となりまして、営農の効率化、省力化が期待できます。

一方で議員からご指摘ありました、このほ場整備以外の農地整備事業につきましては、平成27年度から県営の中山間地域総合整備事業や、団体営農業基盤整備促進事業によりまして、農道であったり、それから用排水路の整備、また暗渠排水などに取り組んでまいりました。

それで、この農業基盤整備促進事業についてはですね、令和4年度に事業を完了しておりまして、もう一方の中山間地域総合整備事業につきましては、現在、農道整備を残して今工事もしておりますが、その他の工種については既に工事完了しているところであります。

それで、これらの整備によりまして、当然一定の成果は上げておりますが、やはり、議員からもありました、ケタがやせておったり、その田面基盤が下がって水管理が難しくなった、それから進入路の状況であったり、いろんな不具合も当然生じてきております。劣化等も進んできてるるのは承知しております。ご指摘のとおり改めてこの耕作条件の改善が必要だということは認識をしております。

それで、一方で農地整備事業にはですね、地元負担が伴います。3割なんですが、その3割の半分を町が負担するということで15%程度にはなるんですが、国の補助、それから県の助成、まして、町の加算があって地元負担になるんですが、農家の負担ができ

るだけ少なく、ニーズに合った事業を県と協議しながら進める必要があると承知しております。

それで今進めておる大規模な要望、ほ場整備ですね、これはまだほかにも町内でありまして、それは県が実施主体となる事業で行ってまいります。

小規模なものにつきましては、もちろん今多面機能支払い交付金がありまして、こういうことで、部分的な補修であったり維持修繕は可能ですが、これは、単位を一つの基礎単位として交付しますので、一定の方のとこへ集中して、なかなかそれを工事するわけにいきませんので、難しい面もあるんですが、この農地基盤整備事業につきましては本人の負担をいただいてする事業ですから、それなり規模の事業ができるわけです。

これは町がですね、事業実施主体となりまして、この農地耕作条件改善事業、これは国の補助事業であります、を活用いたしまして、この小規模農家を救済する取組をですね、進めたいと考えております。

こうした取組によりまして、やはり農地が守られ、意欲を持ってですね、農業が続けられる、こうした環境づくりができればと思っております。

本町のような中山間地域においてはですね、全てが集積区画ができるわけでありませんので、既存の棚田まではいきませんが、ちょっと谷間にある農地もしっかりと守っていくということで、その地域が守られると思っております。

こうしたことにつきましては、地域の皆様のご理解ご協力もいただきながら、今後、要望調査を行う際には、改めてご協力を願いしたいと考えております。以上です。

○5番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早瀬 敏雄） 4番、高橋英次議員の質問は終わりました。

○議長（早瀬 敏雄） 一般質問を続けます。

8番、平石玲児議員。

○8番（平石 玲児） 議長。

○議長（早瀬 敏雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） 8番。

まず一般質問を始める前に、このたびの7月の町議会選挙で当選を果たし、2期目の議員としての活動をスタートすることとなりました。前の1期目では、ふるさとを守るをテーマに、特に農林業の振興に重点を置いて取り組んでまいりました。この2期目においては、1期目で培った経験や知識を生かし、ふるさとを守るという思いを継承しつつ、皆さんとともにこの地域を守り、未来を築くことを目指します。「次の世代に渡す」というスローガンのもと、しっかりと努力してまいります所存でございます。

ここにいらっしゃる町長をはじめ、執行部役場の職員の皆様、同僚議員、町民の皆様

も、同じ思いを抱いていることだと思います。これは、少子化、高齢化、人口減少、過疎化といった様々な課題に、どう対処し、次の世代に引き継いで行くかということです。議会の一員として、行政とともに歩んでいきたいと考えています。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、質問に入ります。まず最初に、ビルドアンドスクラップについてです。

現在、私たちの町は経済的な厳しさに直面しています。具体的には、税収が伸びていない一方で、社会保障費が増加し、古くなったインフラの維持も大きな課題です。

現在の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた基準内にはありますが、さらなる健全化を目指すためには、ビルドアンドスクラップという考え方方が重要だと思います。

ここで、ビルドアンドスクラップとは、既存の事業を見直し、結果得られた資金を新しい事業に使うという方法です。現在のスクラップアンドビルドという考え方では、既存の事業の見直しが不十分となっており、無駄とは言いませんが、効果の低い事業が続いているではないでしょうか。

そのため、新しい事業に資源を振り向けることが難しくなっています。ビルドアンドスクラップを活用することで、既存の事業を効率よく見直し、新たな事業を実現するための資金を確保することができると考えます。この方法によって、より重要な施策を優先し、限られた財源を有効に使えるのではないかでしょうか。

そこで町長にお伺いします。ビルドアンドスクラップという考え方をもとに、今後、どのように既存事業の見直しを進めていくお考えでしょうか。

また、その具体的な方針や取組についてもお伺い、お聞かせください。

さらに、町民の理解を深めるためには、町長自らが、財政状況や新規事業、既存事業の見直しについて説明することが重要と考えます。この点についても町長のご意見をお聞かせください。

○議長（早瀬 徹雄） 8番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

平石議員から財政健全化のためのビルドアンドスクラップについてご質問いただきました。

一般的にはスクラップアンドビルドということで、これまでにも進めてきておりますが、あえてビルドアンドスクラップのお考えを導入して、財政運営を進めては、行政運営を進めてはどうかということあります。

それで、本町におきましては、毎年予算編成時、11月になりますが、そのときに基本的な考え方として、1つは、全ての事業の目的と背景を原点に戻り精査し、予算要求をすること。そして2番目には、総合振興計画に沿った事業推進を図ること。

3つ目として新規事業の要求については、事務事業の見直しやスクラップにより予算等の軽減をあわせて提案することとしておりまして、「限られた財源の効率的、そして効果的な事業を組み立てる」ことを重点に置きまして、予算編成と事業の執行を進めてきております。

それで、令和6年度におきまして、この全249事業の事業を対象といたしまして、補助金とですね負担金の見直しの検討を行いました。第3次総合振興計画に沿ったそうしたことで事業推進にも力を入れてきたところであります。

具体的にはですね一例として、飯南町みんなでつくる価値ある「いいなん暮らし」創生補助金、これは集落計画の策定であったり、U Iターンの施策の実施、これは助成額を10分の10としておりまして、上限は500万ということで、自治区単位を対象として行ってまいりましたが、こうした補助金については、廃止しております。7事業ですね、終了または廃止しております。

また、新たにこれはビルトのほうですが、若者の定住、特にUターン促進事業といたしまして、今年度いいなん暮らし応援給付事業、町内へUターン等、町内事業者への就労に対してそれぞれ50万円相当のいへん PAYを付与する事業、そして、仕事と子育ての両立支援として、病児病後児保育施設の運営をスタートしております。こうした新たな事業も開始しながら、今年度スタートしております。

それで、来年に向けてですが、令和7年度において、今、例年より早い時期、6月より事業の進捗管理とあわせまして、来年度の事業組立てについても担当課で検討することとしておりまして、中でも、人口減少対策、これを最重要課題として捉え、まずは住宅の確保、そして働き場の確保、これに力を入れて新規事業の検討を行っているところであります。

新たな事業の開始、ビルトのためには財源が必要となるため、既存の事業の見直し、スクラップも必要であります。議員からは、まずはビルトをしっかりととした重要な事業をまず決めて、そこで必要な財源、スクラップした部分で財源を確保するという考えであります。

今、次年度に向けての考え方です。今、1番目は、金額、事業費が大きく一般財源が大半を占めている事務事業の見直し、そして2番目が、事務事業の期限付実施、やはり要綱等でいろんな補助金等も交付しておりますが期限を定めて実施し、効果を検証した上で継続かどうかを判断する、もう一つは公共施設の在り方の見直し、これは施設の統廃合であったり、民間への譲渡、そして、最後に、民間事業者への活用の推進ということで、これまでいろいろな事務事業をアウトソーシングしてきておりますが、さらにそうしたもの掘り起こしということを考えながら、この新規事業実施のために一步踏み込んだ見直し、そうしたことが必要になると考えております。

それでこうしたいろんな見直し、やめることについてはですね、住民生活への影響にももちろん配慮が必要でありますし、今年度のこうした事業の見直しにおいて議会から

もいろいろなご意見をちょうだいしたところもございます。選択と集中によりまして、事業廃止や予算削減など、やむを得ない場合もありまして、町民の皆様にもご理解いただくよう進めていかなければならぬと考えております。

それで議員からは、最後に町民の理解を得るために、町長自らがやはりきちんと説明、出向いて説明すべきというご質問がありました。この、以前はですね、町政座談会において、時間の中で、行政からの説明の中で財政状況を説明した時期もありましたが、やはり参加者が限られていることや、広く周知していくために広報誌を通じて、町民の皆様にお伝えしてきたところであります。

それで、令和7年度の当初予算の概要につきましては、これ議会のほうから一般質問でも、別の議員から質問もありますし、この財政状況も含めまして、ケーブルテレビで特別番組を通じて私が直接説明させていただきました。今年度はそうしたことでの広報誌だけではなく、直接ケーブルテレビで司会の方とのやりとりで、なるべくわかりやすい言葉を使いながら、財政、それから事業の内容について説明したところであります。

本町では、町民の方との意見交換の場としては、もちろん町政座談会もありますが、まちづくり懇話会の制度を設けておりまして、地域であったり団体からの申込みにより開催しておりますので、この制度を有効に活用していきたいと考えております。こうしたご要望、要請があればですね、直接出かけまして意見交換していきたいと思いますので、ぜひですねご活用いただきたいと思っております。

なかなか呼びかけて、たくさんの方に集まつていただくということが一番難しいわけですが、そのところは、興味を持って出向いてもらうような、こちらも工夫もしながら取り組んでいきたいと思います。以上です。

○8番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 敬雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） はい。8番。

ありがとうございました。最後のところで、町民全体に周知するというのは大変難しいことであると思いますんで、そこら辺のやり方を、また考えていただいて、しっかりとやっていただきたいなと思っております。

では、次の質問に入ります。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正についてお伺いをいたします。

全国でクマの出没が里山や住宅街であり、被害が続いている。飯南町でも、クマ出没情報が数件上がっております。町では、防災無線やラインによる出没情報が迅速に届く仕組みが構築されており、大変によいシステムだと思います。今後もさらなる改良を重ね、よりよい情報提供が行われることを期待します。

今月、クマなどが市街地に出現した際に、市町村長の判断で発砲可能となる改正鳥獣保護管理法が成立しました。従来は、住宅密集地や夜間の猟銃使用が原則禁止されており、人が襲われる危険がある場合に限り、警察官がハンターに発砲を命じていました。

そのため、現場での判断が難しく、駆除に時間がかかってしまうケースが多発していました。

改正法では、市町村長が判断し、ハンターに発砲を委託する緊急銃猟の規定が新たに設けられ、迅速な対応が期待されるようになります。

しかし、市町村長が発砲の是非を判断するためには、クマの生態や駆除に関する専門知識を持つ猟友会に依存せざるを得ないのが実情です。

改正法では、緊急銃猟において、人や建物が損傷した場合、市町村が補償する旨が定められていますが、ハンターの発砲が、法律に基づく業務委託であっても、個人の過失が問われる可能性が残されています。実際に、2018年に北海道砂川市では、市の要請でヒグマ駆除をしたハンターが、危険な発砲だとして猟銃の所持許可を取り消されています。このような背景からハンターが安心して駆除に協力できる体制が必要です。

また、猟友会は民間団体であり、会員数は減少し高齢化が進んでいます。したがって、猟友会に依存する体制は見直す必要があります。町長の考えをお聞かせください。

法施行に向けて、国は発砲の判断基準や手順を定めたガイドラインを作成しており、これに基づく法改正の徹底を図るべきです。市街地での発砲は、玉が物に当たって跳ね返るリスクが高く、住民の安全確保が最優先です。発砲の際には、通行制限や避難指示を出すことも可能ですので、町や警察、ハンターがルールや手順をしっかりと共有し、研修や訓練を通じて対応能力を高めることが重要となります。

現在、このガイドラインについての取扱いはどうされているのでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時19分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて鳥獣の保護及び管理、そして、今回の法改正による緊急銃猟が可能となったことでの質問いただきました。

それで、ちょっと議員に確認させていただきたいんですが、通告では三つございまして、一つは、この市町村長がこの発砲の判断の際にですね、猟友会以外にどのような専門知識を持つ個人、団体、個人が支援を行うかということが一つ。そして二つ目は、ハ

ンターが安心して駆除に協力できる体制を整えるため、具体的にどのような施策を検討しているか。三つ目が、改正法の、これは質問いただいたとおりだと思いますが、施行に向けたガイドラインの具体的な取扱いについてのことだと思いますが、まず、このとおりで答弁していいのか、質問がちょっと答弁と私は違うと思いましたので、まず確認させていただければと思います。

○8番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） はい。8番。

まず、一つ目の猟友会以外にどのような専門知識を持つ団体という質問事項だと思うんですが、これは私の質問内容の中にはあった猟友会が高齢化して、猟銃を持つ人が少なくなっていると。そういうときの対処、今後どうするのかということを聞いております。

それから、次の、ハンターが安心して駆除できる協力体制、具体的にどのような施策をしているかというところですが、これは砂川市の問題で、北海道の砂川市の問題で狩猟免許取り消されたということもあって、こういうことがないようにするにはどういうふうにするのかと。このたびの法改正ではそういうことを盛り込まれておりますが、そういうことが可能性があるということで、その問い合わせについて、そのことについてです。

よろしいでしょうか。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今説明いただきましたが、1番目のハンターが高齢化が進んでいて今後どのように対処するのかということで、今いただきましたが、通告とはちょっと違うんですが、そこそこは、質問では市町村長が発砲を判断を行う際、猟友会以外にどのような専門知識を持つ団体や個人が支援を行う予定か伺うということありますが、これとは別ということでおろしいでしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長そのまで。

○8番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） はい。8番。

再確認ということで、猟友会がそういうメンバーがいなくなってきて、猟友会に頼るのだと、今後問題になるということを言ってるわけです。じゃ猟友会以外に何か手だてはないかということを聞いております。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長そのまで。答弁されます。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

前段ですね、市町村長が発砲の判断を行う際と書いてありますので、私としてはそ

れ、そういうときに、どういった支援が必要なのかということで、答弁を考えておりましたので、そもそもその前提が抜けて、猟友会のハンターが高齢化に伴ってどのように対処するかということになるとちょっとニュアンスが違つてまいりますのでそこんところちょっと確認させてください。

通告書にはそう書いてあると思いますが、市町村長が発砲の判断を行う際ということで、それが前置きにあって、その続きだと思います。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。町長答弁をお願いします。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

最初の質問につきましては、今申し上げましたが、市町村長が、今回、法改正によりまして、発砲の判断が行えるということになりました。こうした際に、猟友会以外にどのような専門知識を持つ団体や個人が支援を行うかということで、そういった質問に対しての答弁とさせていただきたいと思います。

これ国緊急銃猟ガイドラインに基づきまして、必要に応じまして、県にですね、人的支援を要請することとしております。派遣される県職員にはクマの捕獲技術的な指導であったり、道路封鎖、また住民の避難誘導など、安全管理でも支援を担っていただきます。これによりまして緊急銃猟を安全かつ適切に実施できる体制を確保してまいります。

したがいまして、先ほどちょっと質問いただいた高齢化に伴つて、どのように対処するかということにつきましては、また再質問いただければお答えしたいと思います。

次に、ハンターが安心して駆除に協力できる体制を整えるために、具体的にどのような施策を検討しているかということで、北海道のこうした事例もありました。ハンターが依頼を受けて、こうした出動した際に、逆にそれが罰せられるというようなことになってはいけないわけでして、具体的にどのような政策を検討しているのかということであります。

町として猟友会、県、警察と連携いたしまして、机上演習であったり、実地訓練を実施するとともに、この研修会を開催いたしまして、知識と対応力の向上を図つてまいります。

それから三つ目の質問は、法改正のガイドラインの具体的な取扱いについてということであります。現在進行中の事項であったり、今後の展望について問われましたので、お答えします。

先月、県による緊急銃猟制度の説明会、8月19日に開催されております。これを受けまして、本町では8月26日に、猟友会との意見交換会を行っております。今後は、今年度中に町の緊急銃猟マニュアルを策定いたしまして、猟友会や県、警察と役割分担や実施手順の確認を行っていきます。

9月の施行でですね本当に直前の説明会でありましたし、猟友会の方にも急遽集まつていただきまして、こうした意見交換会を行ったところであります。

それで令和8年度に向けましては、国の交付金を活用いたしまして、緊急銃猟に必要な防護装置、ヘルメットであったり、プロテクター、そういった整備、そして実地訓練を行う予定であります。

それで今回の法改正によりまして、町長の判断で緊急銃猟の実施が可能となりましたが、やはり最優先すべきは住民と関係者の安全の確保であります。今後も、県や警察など関係機関と緊密に連携いたしまして、的確な判断、そして安全な対応ができる体制整備を進めてまいります。

あわせて、銃猟免許保持者の減少を重大な課題と認識しております。担い手の確保、育成にも、既存の補助制度の事業、拡充、そういったことも考えながら積極的に取り組んでまいります。

それと今回の市町村長が現場で判断ができるということになりましたが、本当に現場では一刻を争う状況においての判断になります。その基準についても、実際には、私も役場においてすぐに現場に行けるとも限りませんし、出張であったり、そうしたことあって、かわりの管理職がその任に当たることもあるかと思っております。

こうしたことをしっかりと事前に確認しておかなければならぬと一方では思っているところでございます。以上です。

○8番（平石 玲児） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） はい。8番。

質問内容ちょっと意図を得ないとここで大変申し訳ありませんでした。

先ほどの猟友会の高齢化とか人員不足というところに関連します最後のところでご答弁いただいたところのガイドラインの内容のことについてもですが、ちょっとガイドラインの内容についてちょっと少しお話したいと思います。

ガイドラインによれば、緊急銃猟を効果的に実施するためには、事前に必要な人員と協力体制を整えることが重要とされています。クマなどの動物が出没した際に、初めて体制を整えるのでは、知識や技能を持った人が不在になるリスクもあります。緊急銃猟には複数の役割がガイドラインの中で示されております。

その多くは、町職員が担うことになります。町長が先ほど申されたように、不在の場合、緊急銃猟の権限を持っているものの、現場での指揮は難しいため、平時に町職員に権限を委任することが求められています。この委任によって、安全確保の判断や、緊急

銃猟の中止など、重要な決定を迅速に行える体制が整います。

捕獲者は、鳥獣保護管理法に基づく要件を満たし、動物の生態、安全な銃器の取扱い、高度な射撃術、そして冷静な判断力が求められます。この条件を満たすのは、自然と獣友会の方々になると思います。

もし、捕獲者が町職員であれば、連携がスムーズになり、効果的な対応が可能と考えます。そこで、町の職員が、職務公務として、銃猟免許を取得し、定期的に訓練を行い、獣友会に協力をお願いして、実勢経験を積むことが重要と考えます。

この点についてぜひ検討をお願いしたいと思いますが、お答えできれば町長のお考えをお聞かせください。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきました。町職員にですね、職務としてこの銃猟免許を取得させ、公務としてこの緊急銃猟に備えるべきではないかということです。

この町職員に対しての免許取得については、6月の定例会で、他の議員からもご質問いただいております。

それで、議員も指摘されましたその高齢化であったり、免許取得者の数が減ってきておるわけですが、本当にこれは地域における喫緊の課題と強く認識しております。

もちろん若い方も免許を取られた方もおられます、やはり、高齢化でリタイアされて、そのあと後継者が育っているかというと、そうでない。地域においては本当に全く銃猟の免許がない地区もあります。

一方で、この銃猟に関しましては、法の厳格な遵守であったり、高い倫理性が不可欠でありまして、特に銃器の取扱いにはモラルと厳正な管理が求められております。

私としてもその職務としてですね、一律に職員に免許取得を義務づけることは、現時点では慎重に対応すべきと考えております。

もちろん免許には、わなと銃と一種二種あるわけですが、特に今、こうした求められているのは銃の関係なんですが、なかなか行政での取得、そうしたことには難しいと思っております。

ただ、6月の定例会でもお答えさせていただきましたが、職員が自発的に関心を持ち、理解を深められるよう、情報提供であったり、制度説明を継続して、まずは、関心を持つ、こうしたことを期待しながら免許の取得までこのステップアップしていくことを、私としては後押ししたいと思っております。

したがいまして、例えば産業振興課の担当職員であったり、特定複数の職員ですね、今、取りなさいというところまではもちろん言ってないですが、今の状況も踏まえまして、やはり、スムーズな、こうした現場での対応ができることも、議員がおっしゃった

とおりでありますので、そのところが、そうした方向に向かうように努力はしてまいりたいと思います。

○8番（平石 玲児） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 8番、平石議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

それではここで10分だけ休憩をいたします。最後の質問者の質問を受けたいと思います。

午前11時37分休憩

午前11時47分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番、高橋徹議員

○10番（高橋 徹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、高橋徹議員。

○10番（高橋 徹） はい。10番。

10番議員の高橋徹でございます。このたびの町議会議員選挙において初当選いたしました。飯南町初の20代議員ということもあり、多くの町民の皆様に期待いただいていると感じております。これから町内の若い声を町政につなげていけるよう、飯南町の明るい未来のために努力していく所存でございます。新人として至らない点もあるかと思いますが、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

質問に移ります。まず、空き家対策について。

現在、飯南町内には多くの空き家が存在しています。私はこの町内に残る古い家も一つの町の財産と考えます。新しいものやきれいなものが増えていく世の中で、今あるものをどのように活用していくのか。飯南町では、近年セミオーダー住宅等、新築住宅に対する支援を行ってきました。もちろん需要もあり、すばらしい取組かと思いますが、空き家等の今あるものをどう活用していくのか、町政として、空き家に対してのどのような考えを持っているのかお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、高橋徹議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

答弁に入ります前に、高橋徹議員におかれましては、このたびの選挙で、活動選とい

うことで議席を得られました。ほんとに20代初ということで、本当に若い方の先ほどもご挨拶ございましたが、声を町政につなげていきたいということあります。これからのご活躍をお祈りします。

さて議員からは、空き家に対する考え方、そして町独自の空き家に対しての考えについてご質問いただきました。

現在、これは日本国内においても、年々増え続けるこの空き家、社会問題となっておりまして、その背景には、やはり少子高齢化であったり、人口減少、また相続、老朽化など、様々な問題が絡んでいると言われています。

そして空き家がですね、一旦放置された場合は景観の悪化を招いたり、悪臭や害虫の発生元となったり、また犯罪のリスクを高めることもありますし、それから、例えばこうした中山間地においても連担地においては通学路として、そういう瓦が落ちる危険性とか雪ずりのこととかいろいろな問題を引き起こす原因となっております。都市でも地方でも起こっている課題であると、このことは認識しております。

それで、町がですね、しましては、空き家がこの問題を引き起こす要因となる前に、所有者の希望があれば、やはり有効活用ができる空き家として賃貸や売買につながるよう、行政として適切な支援を行う必要があると考えております。

もちろん空き家が発生してもですね、それを放置しておくと、かなり傷みも進みますし、早い段階で空き家を活用していく、こうした考えで今のとこいるところでござります。以上です。

○10番（高橋 徹） 議長。

○議長（早瀬 敏雄） 10番、高橋徹議員。

○10番（高橋 徹） はい。

ありがとうございます。

飯南町では、空き家バンクや定住支援等、対策はしているとは思いますが、私が考える対策として、まず現状把握が必要かと思います。

空き家の数や状態等の情報だけでなく、その家の持ち主の想いや考えを知り、汲み取ることが必要なのではないかと考えます。そのためには、各地区の町民の協力が不可欠になると思います。

例えば、地区ごとにアンケートをとり、その持ち主の思いを酌み取る。近所の方なら言いやすいということもあると思いますので、そういう協力体制が必要かと思います。町民と一緒に問題解決をすることがこれからの飯南町に必要なことだと考えます。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早瀬 敏雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 敏雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今の質問いただきましたが、ちょっとこれも確認させていただきたいんですが、通告ではですね空き家バンクや定住支援でいろんな対策があつて町独自の対策ということで、考えがあるかということで通告があつておりますが、このことは省いて現状把握、そして、飯南町にとってこの問題解決のことをお答えすればいいのか、ちょっと確認させてください。

○10番（高橋 徹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、高橋徹議員。

○10番（高橋 徹） はい。10番。

（聞き取り不能）にしましては、まだ空き家バンクに登録されていない多くの空き家があると思うんですけど、そういう空き家に対して、町から、持ち主から提供ではなくて、町が、町のほうから仕掛けていくような動きといいますか、そういうたたかいというか、考えはないのかという質問です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ご答弁させていただきます。空き家をですね把握する、それから掘り起こしていくということで、一つはですね、5月に固定資産税の賦課の通知文書を出しておりますが、そこの納付書を通知する際に、空き家バンク制度を紹介するチラシを同封しております、そうした所有者に対しての登録をお願いしております。そうしたことによって、一定の成果があります。

それで、今の空き家の現状把握についてはですね、実は平成28年度に「特定空家等実態調査」をしておりまして、当時の自治区長、そして自治会長様の協力もいただきまして空き家の現状を把握しております。

当時の調査から既に10年が経過しておりますので、現状はですねもちろん変化してきておりますし、改めてこの空き家の調査、町全域で実態を調査する必要があるのではないかと考えております。

もちろんこの間ですね、新たな空き家、さつきも言いましたような手法であつたり、それから直接、町のほう、また定住支援センターのほうへご相談がある案件もありますので、空き家については、空き家バンクのほうへ随時、登録しております。

ちょっとせっかくですので、空き家バンクの状況も、せっかくですので、説明いたしましたが、これ平成18年度から事業を実施しておりますので、現在登録件数が198件登録してまいりました。そのうち、198件のうち、売買の成約件数は62件、賃貸の契約件数は106件あります。これはもちろん数字はこれからも増えていくと思います。

それで、具体的な調査のスケジュールにつきましては、町としましては可能な限り早い段階で、今実施したいと思っております。この調査は、やはり行政だけでは確認でき

ない込み入った内容もあると思います。

さっき議員からもおっしゃいました。なかなか周りから見ただけではなくて、空き家の状態だけではなくて家族の構成とか管理とかですね、いろいろ複雑な部分もあります。町民の皆様にもご協力いただきながら、所有者のご意向、事情などの情報収集に努めまして、空き家対策の課題解決につなげていきたいと思います。以上です。

○10番（高橋　徹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員。

○10番（高橋　徹）　10番。

答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。国民スポーツ大会においての頓原球場整備について。

2030年国民スポーツ大会のソフトボール予定地として、頓原球場予定していますが、その大きなイベントを5年後に控えており、球場内外の整備が必要かと思います。

また、飯南高校野球部の活動、町内小中学校の活動、町民の利用もあります。その中でも、近年の飯南高校の活躍は、町民の皆様にも、よい影響を与えていると思います。

現状の整備計画または今後の方針について、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

国民スポーツ大会に係る頓原球場の整備ということでご質問をいただきました。

国民スポーツ大会は、2030年、令和12年ですけれども、島根県で開催されます。飯南町としては、出雲市、雲南市との共同開催でソフトボール少年男子、この大会運営を頓原球場で行うということになっています。

昨年度、日本ソフトボール協会、島根県など関係団体による中央競技団体視察というのが行われまして、頓原球場にも来ていただきました。全国規模の大会運営に必要な施設整備について、いろいろとアドバイスをいただいているいます。

この中央競技団体の視察の意見、これを参考にして、今後の整備計画策定を定めることで、今年度の予算で調査業務を実施しているところでして、今後の計画的な球場及び関連施設の整備を進めたいと考えているところでございます。

ご質問いただきました現状の整備計画について答弁をさせていただきます。

まず、はじめに、現在、頓原球場で使用しているホームベース、野球用のホームベースですね、これをそのまま使って、ソフトボール競技の公認規則に基づく会場の広さが確保できるかどうか、これちょっと調べてみました。

そうしたところ、三塁側のフェンスですね、これが外野付近に非常に狭くなってきておりますので、ソフトボールで規定されている9mのファウルゾーン。これが少し確保するのが難しいということがわかつております。

また、あわせて、野球関係者のほうからは、先ほどいろいろな小中高の野球利用もあるという話もありましたが、野球関係者からはソフトボール用にですね、マウンド、現在あるマウンドを削ってしまうとどうなるだろうかというご心配の声もいただいているところです。

それで、こうした課題が見えてきましたので、これらの課題を解決するという意味で、ソフトボール協会など関係の皆さんに相談をさせていただきまして、いろいろ検討しました。

その結果、現在の頓原球場の外野のエリア、これを使って2030年はソフトボール競技を運営してはどうだろうかということで、アドバイスをいただいたところでございまして、その方向で現在準備を進めているところでございますので、まずご承知おきいただきたいと思います。

その前提で外野部分を使う一つメリットがあります。それはですね、既存の野球用のマウンドを削り取らなくてもいいということ。つまり野球関係者が球場を使用されるにあたって、非常に影響が少なくて済むということが一つあります。

頓原球場は、現在、スポーツ少年団、中学校、高校野球の練習や試合などで年間で116日の利用実績があります。マウンド削つてしまふと、長期間にわたって野球関係者が使えなくなることがありますので、こうしたことから、国民スポーツ大会を契機として、野球関係者にとっても、ソフトボール関係者にとっても、両方が使いやすい球場としてリニューアルをしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、現時点で想定している具体的な整備ですけれども、まずは、グランドの土の入替え、これがですね、だいぶ年数がたっておりまして、入替え時期が来ていると思っております。この機に、内外野の土の入れ替えを行いたいと考えています。

また三塁側への防球ネットの整備、トイレのバリアフリー化、備品を収納する倉庫の増設、スコアボードの修繕、こういったことを今検討しております、これらの整備について、冒頭申しました整備計画で必要な金額などを把握して、計画的な整備を進めたいと考えているところでございます。

このように、2030年に全国から集まったアスリートの皆さんのが、すばらしい大会、そしてすばらしい会場であった。思い出に残る大会になったと喜んでいただけるように、施設整備であったり、大会運営に町を挙げて万全を期していきたいと考えております。

○10番（高橋 徹） 終わります。

○議長（早稲田徹雄） 10番、高橋徹議員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（早稲田徹雄） 以上で本日の日程を終了し、これにて散会をいたします。

12日から各常任委員会、また予算特別委員会を開催いただき、本会議の再開は19日

午前9時からといたします。
ご苦労さまでございました。

午後0時05分散会
